

短期入所生活介護・短期入所療養介護の手引き（簡易版）

令和3年4月
兵庫県

1 ユニット型個室的多床室の廃止について

感染症やプライバシーに配慮した、個室化を進める観点から、設置することを禁止されることとされた。(介護予防サービスも同様)

2 食費の設定について

短期入所生活介護・短期入所療養介護は、特に入退所日を中心に一日当たり一食又は二食の利用にとどまる事も多く、食費はその対価に対して支払うべきである旨、厚生労働省のQ&A (VOL.2 平成24年3月30日 問42)でも示されている。

一食ごとに分けて徴収していない事業所については是正すること。

また、その場合の補足給付の取扱いについても適正に取り扱うこと。

3 介護計画の作成

相当期間以上(概ね4日以上)にわたり、継続して入所する利用者については、短期入所生活(療養)介護計画を作成しなければならないこととされている。

4日以上であっても、利用が定期的であるとしてこれらが作成されていない場合が見られるが、このような場合でも居宅サービス計画に沿って作成すること。また4日未満であっても利用者を担当する居宅介護支援事業者と連携をとってサービス提供に当たる必要があり、漫然かつ画一的なものにならないよう留意すること。

4 連続利用(30日リセット)

短期入所に関しては、施設入所と変わらない利用を防止するとともに、他の利用者の短期入所サービスの利用を確保するため、連続して利用する場合は30日目までが報酬算定の限度となっている。

しかし、利用者の家庭や心身の状況等を勘案して、短期入所を30日以上利用せざるを得ない場合も想定されるため、特に必要とされる場合に限り、特例的な取扱い(いわゆる「連続30日利用に関するリセット」)が認められている。

【設定】

例1：短期入所生活介護以外のサービスは使わない

例2：短期入所生活介護以外のサービスは使わないが、短期入所生活介護を複数施設で利用すると仮定

例3：短期入所生活介護と短期入所療養介護以外のサービスは使わないと仮定

※ 利用者は要介護2の支給限度額の範囲内において、短期入所生活介護は19日使えるものとして仮定

<例 1> 同一施設での連続利用の場合

30日連続利用		※1 リセット	※2 リセットされない					
7/17~31	8/1~15	8/16	8/17~20	8/21~31	9/1~15	9/16	9/17~20	9/21~30
15日	15日	1日	4日	11日	15日	1日	4日	10日
支給限度額内利用	支給限度額内利用	連続利用による全額自己負担	支給限度額内利用	支給限度額超過(全額自己負担)	支給限度額内利用	連続利用による全額自己負担	支給限度額内利用	利用なし

▲ リセット
30日連続利用

(※1) 連続利用が30日超に及ぶ場合、31日目は連続利用制限の対象となる。

- ・7/17~8/15の利用日数は30日となる。連続利用日数リセットのためには31日目(8/16)を全額自己負担で利用する必要がある、これにより8/17から改めて連続利用日数をカウントすることとなる。
- ・退所の翌日に再入所した場合、連続利用は継続となり、30日超分の算定不可。
→リセットのためには全額自己負担による利用が必要。

(※2) 支給限度額超過による全額自己負担での利用については、リセットされず、連続利用日数に通算してカウントする。

<例 2> 同一日に複数施設を利用する場合

	8/1~29	8/30	8/31	9/1
A施設	連続29日利用 支給限度額内利用	退所 連続利用30日目 支給限度額内利用	利用なし	
B施設	利用なし	入所 連続利用31日目 連続利用制限により全額自己負担	連続利用1日目 支給限度額内利用	連続利用2日目 支給限度額内利用

▲ リセット

- ・利用日数は、原則として利用を開始した日及び利用を終了した日の両方を含むものとされており、連続利用日数の考え方も同様に算出される。このため、A施設からB施設に利用する事業所を変更した日については、A施設・B施設ともに介護報酬請求を行うことから、利用日変更日は2日と計算される。
(R3報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 問67)

- ・ 連続利用 30 日目において、A 事業所から B 事業所に利用する事業所を変更する場合は、A 事業所で連続して 30 日間短期入所生活介護費を請求していることから、B 事業所の利用開始日においては全額自己負担となる。(R3 報酬改定に関する Q&A (Vol.3) 問 68)

<例 3> 短期入所生活介護と短期入所療養介護を併用する場合

(※1) 通算しない

	(※2)			(※2)		
8/1~9	8/10~25	8/25~27	8/28~31	9/1~10	9/10~16	9/17~ 9/30
9 日	16 日 (A 施設)	3 日 (B 施設)	4 日 (B 施設)	10 日 (B 施設)	7 日 (A 施設)	14 日
	短期入所生活 介護	短期入所療養介護			短期入所生活 介護	
サービス 利用なし	支給限度額内	支給限度額内	支給限度額内	支給限度額内	支給限度額内	サービス 利用なし

(※1) 連続利用日数については、短期入所生活介護、短期入所療養介護とはサービス区分が異なるため、それぞれについてカウントする。

→ A 施設での利用日数と B 施設での利用日数は通算されない。

このため、例の場合、A 施設への入所から通算して 30 日超となる日以降についても連続利用制限の対象とはならない。

→ この場合であっても適切な短期入所サービスの計画、利用が必要であることに十分留意すること。

(※2) 同一日入退所をする場合については、連続利用日数をカウントする場合は 2 日のカウントとなる。

→ 例 2 の場合で、短期入所生活介護を連続利用した場合の 8/25 については、A 施設での利用は連続 16 日目、B 施設での利用は連続 17 日目となる。

→ 同一日に別施設への入退所をする場合の報酬算定については次の 5 を参照。

(※3) 連続入所中に区分変更があった場合 (要介護 ↔ 要支援)、支給限度額超となり、自己負担で利用することとなった場合は、いずれの場合にもカウントはリセットされず、連続利用としてカウントされる。

※長期利用者に対する短期入所生活介護について

長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）については、基本報酬の評価を適正化する。

【算定要件等】連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所（指定居宅サービス基準に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、1日につき30単位を所定単位数から減算をすること。

5 介護保険施設等の入退所日に短期入所（生活・療養）介護を利用する場合

同一敷地内又は隣接・近接している短期入所（生活・療養）介護事業所、特定施設又は介護保険施設（「以下「介護保険施設等」という。」）の間で、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われており、利用者等が1つの短期入所（生活・療養）介護から退所をしたその日に他の介護保険施設等に入所する場合、介護報酬の算定においては、入所日は含み、退所日は含まれない。

（例1）短期入所生活介護利用者が退所日と同一日に、隣接し職員の兼務がある介護老人福祉施設に入所した場合、短期入所生活介護の介護報酬は算定しない。

→入所日は含み、退所日は含まないため

（例2）短期入所生活介護利用者が退所日と同一日に、それとは無関係の短期入所生活介護事業所に入所した場合、両事業所とも介護報酬の算定は可能。

→短期入所間については、同一日入退所をする場合については、連続利用日数をカウントする場合は2日のカウントとなることに注意。

（4<例2>（※2）参照）

6 定員超過

定員超過については1月間（暦月）の利用者数の平均で算定した結果、定員超過基準を上回った場合、減算となるが、算定の結果、減算基準に該当しないからと言って、その範囲なら定員超過してもよいというものではない。災害等による定員超過利用を除き、基本的には1日であっても定員超過は認められるものではない。

定員超過は、適正なサービス提供を確保できないものであり、指導対象となるので十分留意すること。

7 短期入所サービスと他の介護保険サービスの併用等

ア 短期入所サービスを受けている同一時間帯について、以下のサービスの算定はできない。（入退所前後の利用における算定はウを参照）

→ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

イ 福祉用具貸与については、短期入所サービスと同一時間帯での算定も可能

ウ 短期入所サービス入・退所前後の他サービスの算定は以下のとおり

（短期入所サービスの入退所日における他サービスの算定）

サービス	算定日	訪問介護	訪問看護・リハ	通所介護	通所リハ
短期入所生活 介護	入所日	○	○	△	△
	退所日	○	○	△	△
短期入所療養 介護	入所日	○	○	△	△
	退所日	○	×	△	×

※ 短期入所サービスでも機能訓練やリハビリテーションを行えることから、サービス利用前後に通所介護・通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった計画は適正でないので留意すること。

※ 本県では、短期入所生活介護事業所等と通所介護事業所が、同一法人で併設・隣接している場合は、利用者が通所介護サービスを終了し帰宅後、急に家族が入院する等のやむを得ない理由で短期入所生活介護サービスを利用するものを除き、通所介護費を算定することはできないものとしている。